

平成26年6月2日

【照会先】 高知労働局総務部企画室

室長 伊藤 守

労働紛争調整官 上久保賢吾

電話 088-885-6028

報道関係者 各位

高知労働局における平成25年度の個別労働紛争解決制度利用状況について

～民事上の個別労働紛争相談の内訳では、「解雇」が減少、「いじめ・嫌がらせ」が最多～

高知労働局（局長 伊津野信之）は、高知労働局内及び高知県下の各労働基準監督署内において総合労働相談コーナーを設置し、労働関係に関する様々な分野の相談に応じるとともに、労働者と事業主間における個別労働紛争（解雇、労働条件の引き下げ、いじめ・嫌がらせ等）の適切かつ迅速な解決を図っております。

このほど平成25年度における高知労働局内の利用状況を以下のとおり取りまとめましたので、お知らせします。詳細は、[別添資料1](#)を参照してください。また、同制度については、[別添資料2](#)を参照してください。

【平成25年度の相談、助言・指導申出、あっせん申請件数】

●総合労働相談件数	全国	1,050,042件	(前年度比1.6%減少)
	高知局	4,790件	(前年度比8.2%増加)
●民事上の個別労働紛争相談件数	全国	245,783件	(前年度比3.5%減少)
	高知局	1,007件	(前年度比2.5%減少)
●助言・指導申出件数	全国	10,024件	(前年度比3.3%減少)
	高知局	31件	(前年度比3.3%増加)
●あっせん申請受理件数	全国	5,712件	(前年度比5.5%減少)
	高知局	36件	(前年度比5.9%増加)

（1）総合労働相談件数は増加、民事上の個別労働紛争相談件数は減少

平成20年度をピークに総合労働相談件数は減少傾向となっていたものが、平成25年度は24年度比約8.2%増加となった。また、民事上の個別労働紛争相談件数は依然1000件を超えた状態であるが、平成21年度をピークに減少傾向に転じている。

（2）「解雇」に係る相談の減少、「いじめ・嫌がらせ」に係る相談が最多

平成25年度における民事上の個別労働紛争相談内容の内訳では、「解雇」に係る相談件数が200件を割り込んだ。その一方で、「いじめ・嫌がらせ」に係る相談件数は平成21年度以降増加傾向にあり、25年度においては300件を超える相談が寄せられ、全体に占める割合も27%と最も多くなった。

（3）助言・指導申出件数等の状況

平成25年度における労働局長による助言・指導申出受理件数は、24年度と比較して1件増加（約3.3%増加）した。申出内容に基づき、事業場に対して助言・指導を実施した結果、申出件数のうち約70%において、紛争当事者間での話し合い等によって何らかの改善等が図られ、解決している。

申出内容は、「その他紛争」と「その他労働条件」に係る紛争事案が合計21件（「その他紛争」12件、「その他労働条件」9件）であり、この両事案で全体の約68%を占めている。

（4）あっせん申請件数等の状況

平成25年度におけるあっせん申請受理件数は、24年度と比較して2件増加（約5.9%増加）した。

25年度において、あっせんを開催した事案は11件で、そのうち和解合意したのは5件であった。あっせん期日前に紛争当事者間で問題解決した事案が4件あったことから、あっせん手続きにより何らかの合意和解が図られた件数は9件となった。

あっせん申請内容は、「いじめ・嫌がらせ」と「解雇」に係るものが合計21件（「解雇」12件、「いじめ・嫌がらせ」9件）となり、全体の約58%を占めている

高知労働局における平成25年度の個別労働紛争解決制度利用状況

1 平成25年度（平成25年4月から平成26年3月まで）の状況

高知労働局における平成25年度の個別労働紛争解決制度の利用状況は次のとおりとなります。

●民事上の個別労働紛争の相談件数	1007件（※）
●労働局長の助言・指導申出件数	31件
●高知紛争調整委員会によるあっせん受理件数	36件

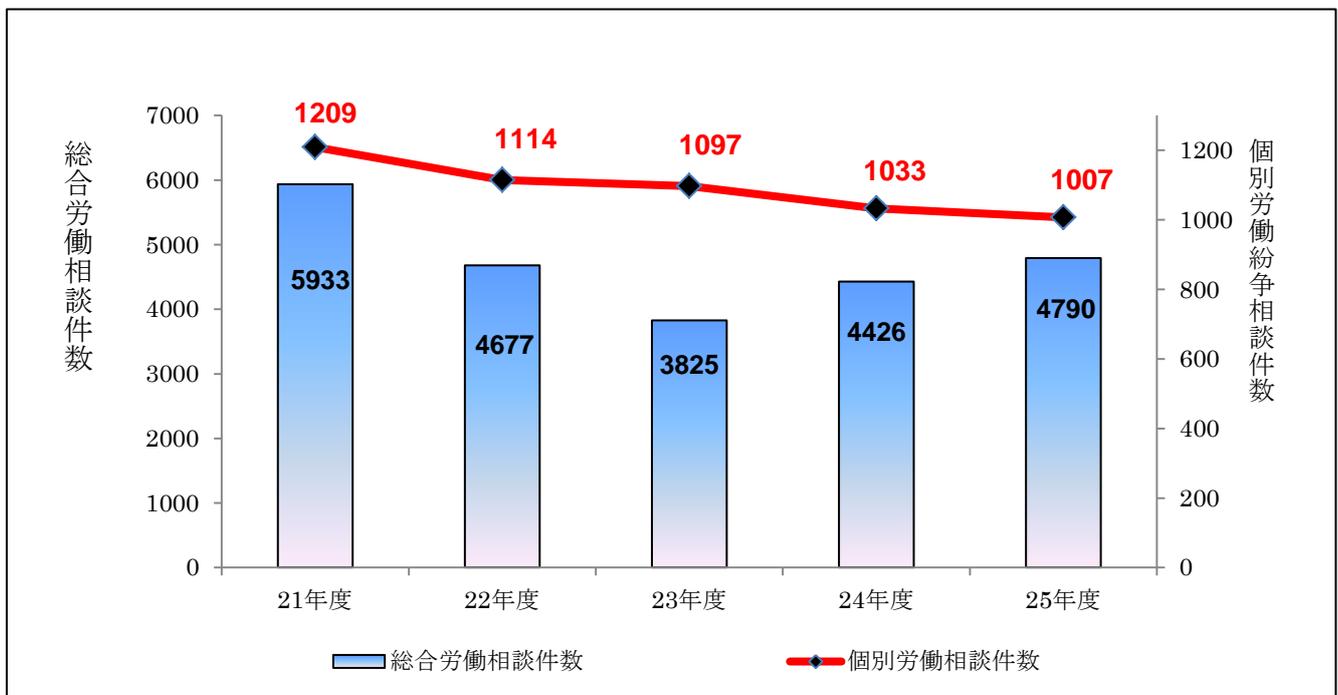
※ 高知労働局及び県内4ヶ所の労働基準監督署に設置されている「総合労働相談コーナー」に寄せられた「民事上の個別労働紛争の相談件数」の合計数になります。

2 相談受付件数の推移

平成25年度における「民事上の個別労働紛争に関する相談件数」（以下、「個別労働紛争相談件数」という。）は、前年比約2.5%減少となっています。

また、過去5年間の推移をみると、平成21年度をピークに減少傾向にあります。

図1 相談件数の推移



※総合労働相談件数とは、「個別労働紛争相談件数」の他、「法令等の問合せ」「労働基準法等法令反に係る相談」「その他」を含みます。

3 個別労働紛争に係る相談内容

平成25年度の「個別労働紛争相談」における主な相談内容は、「いじめ・嫌がらせ」に関するものが最も多く、全体の27%を占めています。「いじめ・嫌がらせ」に係る相談件数は増加傾向にあり、前年度比で約28%増加となっています。

一方、主な個別労働紛争相談内容のうち、「解雇」「退職勧奨」に係る相談件数は減少し、「労働条件の引き下げ」についても前年度同じ程度の相談件数となっています。また、近年増加傾向にあった「自己都合退職」に係る相談件数も、昨前年度と比較して大きく減少しています。

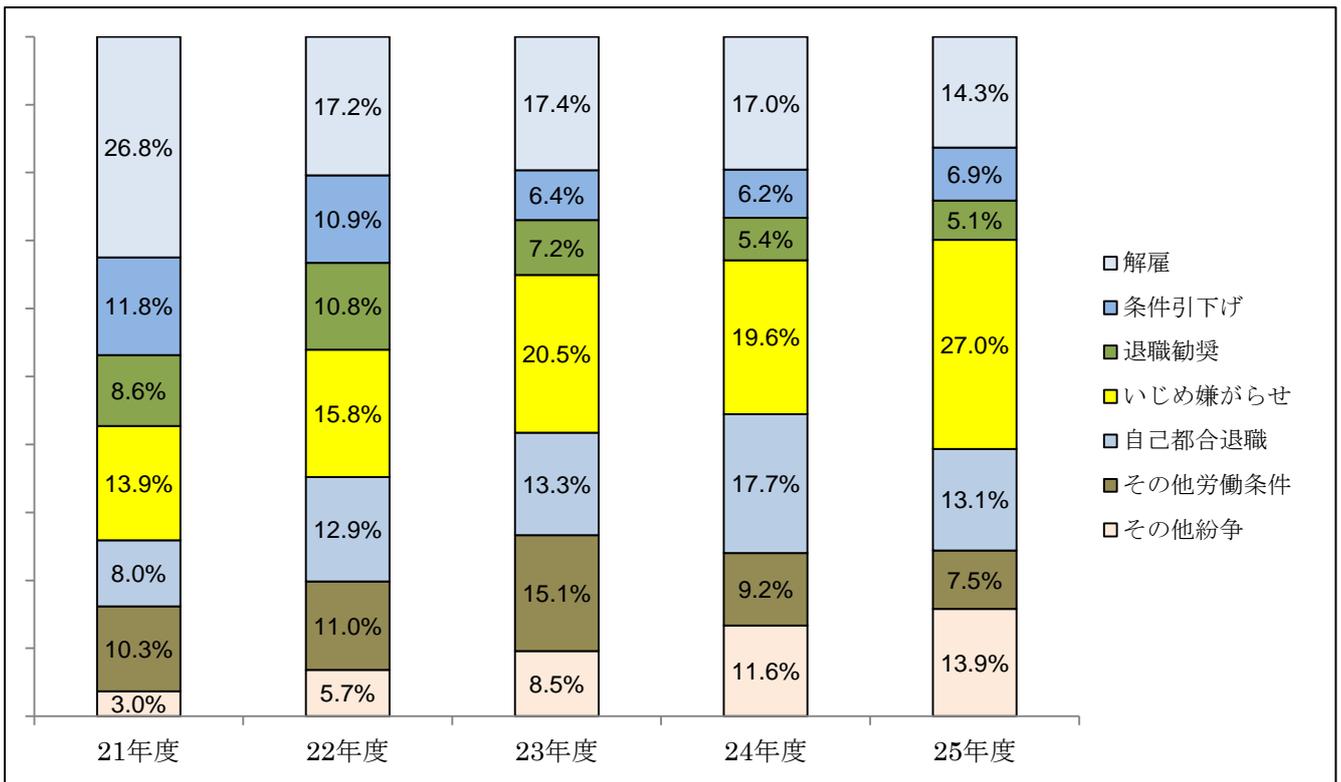
表1 過去5年間の個別労働紛争相談内容別件数の推移

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	前年度比
解雇	398	225	240	215	169	-21.4%
労働条件引下げ	176	142	89	78	81	3.8%
出向・配置転換	53	30	39	53	41	-22.6%
退職勧奨	128	141	99	69	60	-13.0%
懲戒処分	11	13	8	12	7	-41.7%
採用内定取消	6	10	7	5	5	0.0%
雇止め	57	63	40	35	39	11.4%
昇給・昇格	3	4	1	4	1	-75.0%
自己都合退職	119	169	184	225	155	-31.1%
その他労働条件	153	144	208	117	89	-23.9%
募集・採用	32	8	8	7	11	57.1%
定年等	13	12	12	1	3	200.0%
年齢差別	0	0	0	0	0	
障害者差別	1	0	0	0	0	
雇用管理改善	38	15	3	6	9	50.0%
労働契約の承継	1	1	1	4	1	-75.0%
いじめ嫌がらせ	206	207	283	249	319	28.1%
教育訓練	3	4	0	0	1	
人事評価	1	0	2	5	2	-60.0%
賠償	43	45	41	36	23	-36.1%
その他紛争	45	75	117	147	164	11.6%
合計	1487	1308	1382	1268	1180	-6.9%

※ 「解雇」は普通解雇、整理解雇、懲戒解雇の合計になります。

※ 1件の相談に複数の相談内容が含まれる場合もありますので、相談件数の合計と相談内容の合計は一致しません。

図2 主な個別労働紛争相談内容の構成比



※割合は、各相談内容件数を各年度の相談内容件数合計で除して計算しています。

4 個別労働紛争相談者の状況

平成25年度での個別労働紛争相談者の内訳は、労働者が909件で全体の約91%を占めています。相談した労働者の就労状況を見ますと、「就労状況不明」を除いて正社員が306件で全体の約34%で最も多く、次にパート等労働者が170件で全体の約17%を占めています。

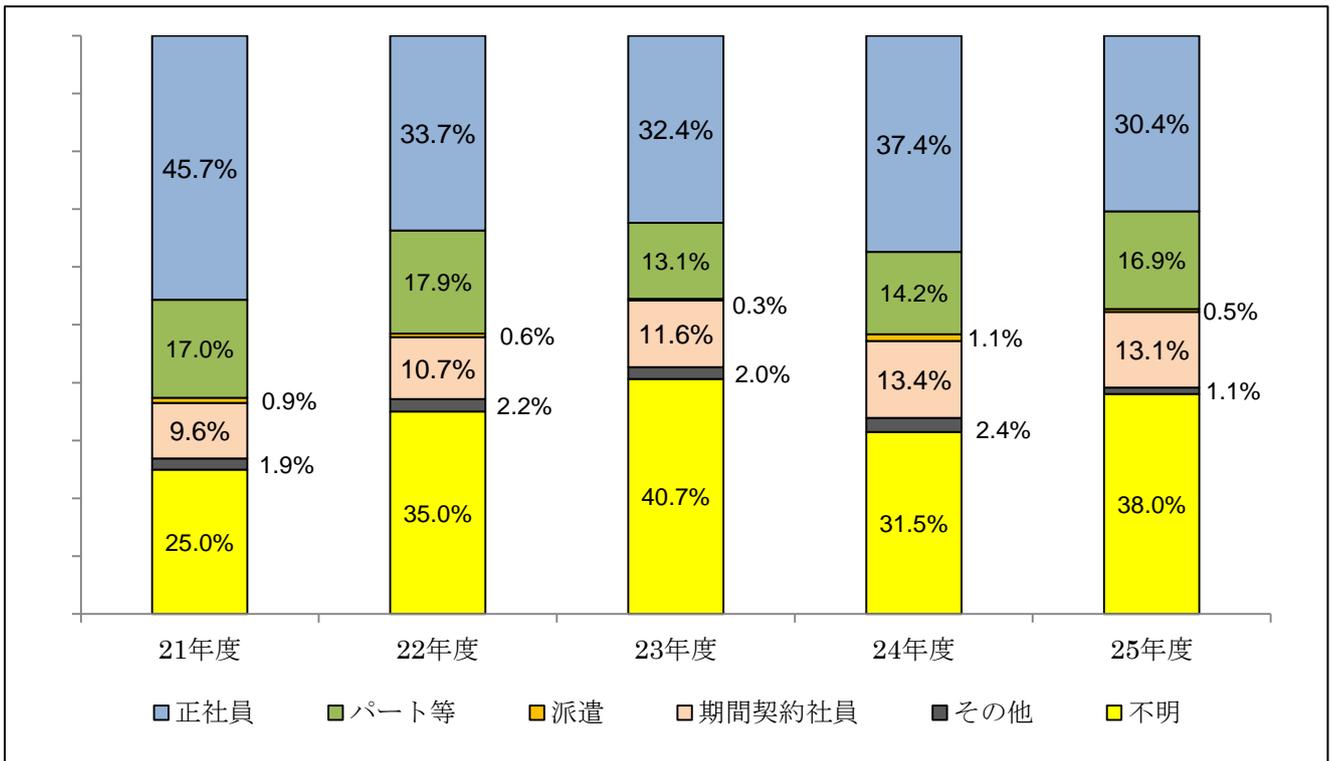
なお、正社員からの相談は減少傾向にある一方、パート、期間契約社員等非正規労働者に係る相談が増加傾向にあります。

表2 個別労働紛争相談者の就労状況内訳

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	前年度比
正社員	552	375	355	392	306	-21.9%
パート等	205	199	144	149	170	14.1%
派遣	11	7	3	12	5	-58.3%
期間契約社員	116	119	127	140	132	-5.7%
その他	23	24	22	25	11	-56.0%
不明	302	390	446	315	383	16.1%
合計	1209	1114	1097	1033	1007	-2.5%

※「不明」には、事業者からの相談件数63件、及び「その他」（労働者以外）からの相談件数35件が含まれています。

図3 個別労働紛争相談をした労働者の就労状況構成比



5 労働局長による助言・指導申出件数、紛争調整委員会によるあっせん申請件数等

(1) 平成25年度での助言・指導申出件数等の状況

平成25年度における「助言・指導」申出件数は31件で、前年度比約3.3%増加となっています。

助言・指導申出人は全て労働者となります。申出人の就労状況は、正社員17件、パート・アルバイト3件、期間契約社員5件、不明6件となっています。助言・指導申出内容の内訳は、「その他の紛争」が12件、「その他労働条件紛争」が9件、「いじめ・嫌がらせ」が3件、「解雇」「退職勧奨」「雇止め」が各2件、「配置転換」「自己都合退職」が各1件でした（1件の申出において複数の紛争内容がある場合もありますので、申出件数合計と申出内容件数合計は一致しません。）。

申出件数31件中、助言・指導を実施したのは29件、申出取下げが2件でした。なお、助言・指導実施29件中、22件において改善・解決が図られています。

(2) 平成25年度でのあっせん申請数等の状況

平成25年度における「あっせん」申請件数は36件で、前年度比5.5%増加となっています。

あっせん申請人は全て労働者となります。申請人の就労状況は、正社員15件、パート・アルバイト8件、期間契約社員12件、不明1件でした。あっせん申請内容の内訳は、「解雇」が12件、「いじめ・嫌がらせ」が9件、「その他紛争」が5件、「労働条件引下げ」「雇止め」「その他労働条件紛争」が各3件、「退職勧奨」「配置転換」が各2件、「採用内定取消」「配置転換」が各1件でした（1件の申請において複数の紛争内容がある場合もありますので、申請件数合計と申請内容件数合計は一致しません。）。

あっせん申請36件中、あっせんを開催したのが11件、あっせん期日前合意が4件、被申請人不参加による打ち切りが20件、申請取下げが1件となります。あっせん開催11件のうち、合意和解が成立したのは5件でした。

図4 助言・指導申出件数・あっせん申請件数の推移

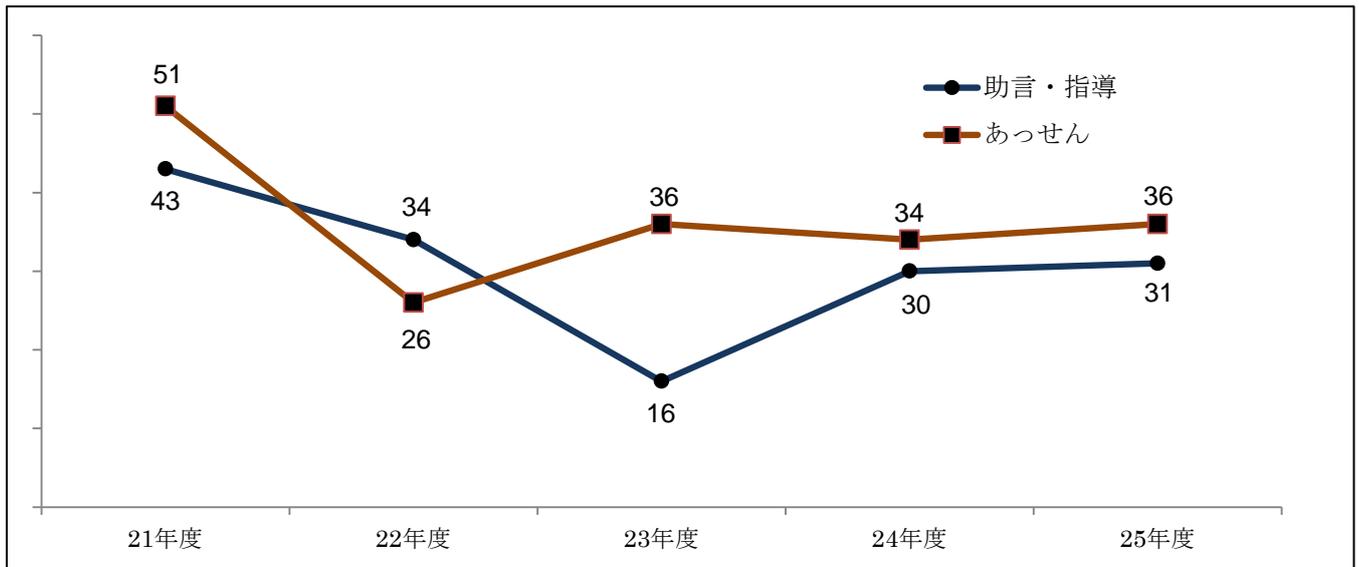


表3 過去5年間の「助言・指導申出内容件数」「あっせん申請内容件数」の推移

	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
	助言指導	あっせん								
解雇	17	23	7	7	1	16	2	14	2	12
労働条件引下げ	3	10	2	5	1	2	1	2	0	3
出向・配置転換	2	3	2	0	1	3	0	1	1	2
退職勧奨	2	0	6	2	1	2	0	2	2	2
採用内定取消	1	1	3	1	0	0	0	0	0	1
雇止め	3	3	1	2	1	0	1	2	1	3
自己都合退職	2	1	0	1	1	4	2	3	2	1
その他労働条件	5	5	4	4	6	9	19	6	9	3
募集・採用	2		0		1		0		0	
定年等	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
雇用管理改善	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いじめ嫌がらせ	5	5	9	2	5	7	3	8	3	9
賠償	3	1	1	6	0	0	0	3	0	0
その他紛争	1	1	2	1	1	1	5	2	12	5
合計	47	54	37	31	19	44	33	43	32	41

※「解雇」は普通解雇、整理解雇、懲戒解雇の合計になります。

※「募集・採用」に係る紛争は「あっせん制度」の対象になりません。

※1件の事案に複数の「助言・指導申出内容」が含まれる場合がありますので、「助言・指導申出件数」と、「助言・指導申出内容件数」とは一致しません。同様に、「あっせん申請件数」と「あっせん申請内容件数」は一致しません。

表4 助言・指導申出内容、あっせん申請内容ごとの処理状況(平成25年度分)

	助言・指導				あっせん						
	申出内容 件数	解 決	未 解 決	取下げ その他	申請内容 件数	あっせん 開催	合 意	非 合 意	開催前 合意	不参加 打切	取下げ その他
解雇	2	0	1	1	12	3	1	2	1	8	0
労働条件引下げ	0	0	0	0	3	1	0	1	0	2	0
出向・配置転換	1	0	0	1	2	1	1	0	0	1	0
退職勧奨	2	0	2	0	2	0	0	0	0	2	0
採用内定取消	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0
雇止め	2	0	2	0	3	0	0	0	2	1	0
自己都合退職	1	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0
その他労働条件	9	8	1	0	3	1	0	1	0	2	0
いじめ嫌がらせ	3	3	0	0	9	3	2	1	0	6	0
その他紛争	12	10	2	0	5	1	0	1	1	2	1
合計	32	22	8	2	41	11	5	6	4	25	1

※「解雇」は普通解雇、整理解雇、懲戒解雇の合計になります。

※1件の事案に複数の「助言・指導申出内容」が含まれる場合がありますので、「助言・指導申出件数」と、「助言・指導申出内容件数」とは一致せず、同様に「あっせん申請件数」と「あっせん申請内容件数」は一致しません。したがって、表4は助言・指導申出内容、あっせん申請内容ごとの処理結果を示しているものですが、助言・指導申出件数又はあっせん申請件数に係る処理結果数と一致しない場合もありますので、ご注意ください。

【語句説明】

●個別労働関係紛争

個別労働関係紛争とは、「労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主の間の紛争」となります。この場合、「労働関係」とは、労働契約または事実上の使用従属関係から生じる労働者と事業主の関係を意味します。

●総合労働相談コーナー

総合労働相談コーナーは、労働問題に関するあらゆる分野について、労働者、事業主どちらかの相談でも、専門の相談員が面談あるいは電話でお受けしています。また、相談者の希望に応じて、裁判所、地方公共団体など他の紛争解決機関の情報を提供しています。

高知労働局におきましては、高知労働局及び高知県内4ヶ所の労働基準監督署（高知労基署、須崎労基署、四万十労基署、安芸労基署）内に設置しています。

（総合労働相談コーナー所在地等）

総合労働相談コーナー名	住所	電話	利用日時
高知労働局 総合労働相談コーナー	高知市南金田 1-39 4階 高知労働局総務部企画室内	0120-783-722 088-885-6027	月曜～金曜（祝祭日は除く） 8:45～17:00
高知総合労働相談コーナー	高知市南金田 1-39 1階 高知労働基準監督署内	088-885-6010	月曜～金曜（祝祭日は除く） 8:45～17:00
須崎総合労働相談コーナー	須崎市緑町 7-11 須崎労働基準監督署内	0889-42-1866	月曜～金曜（祝祭日は除く） 8:45～16:45
四万十総合労働相談コーナー	四万十市右山五月町 3-12 四万十労働基準監督署内	0880-35-3148	月曜～金曜（祝祭日は除く） 8:45～16:45
安芸総合労働相談コーナー	安芸市矢ノ丸 2-1-6 安芸労働基準監督署内	0887-35-2128	月曜～金曜（祝祭日は除く） 8:45～16:45

※なお、12時から13時までは昼休憩時間であり、相談対応は原則行っておりません。

●都道府県労働局長による助言・指導制度

「都道府県労働局長による助言・指導」は、民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。

この制度は、法違反の是正を図るために行われる行政指導とは異なり、あくまで民事上の個別労働紛争に関して、紛争当事者に対して話し合いによる解決を促すものであって、なんらかの措置を強制するものではありません。なお、法違反の事実がある場合には、法令に基づいて、指導権限を持つ機関が、それぞれ行政指導などを実施することになります。

この都道府県労働局長による助言・指導制度の対象範囲は、労働条件その他労働関係に関する事項についての個別労働紛争となります。具体的には、解雇（の妥当性）、雇止め、配置転換・出向、昇進・昇格、労働条件の不利益変更など労働条件に関する紛争、いじめ・嫌がらせなどの職場環境に関する紛争、会社分割による労働契約の継承、同業他社への就業禁止などの労働契約に関する紛争、募集・採用に関

する紛争、その他、退職に伴う研修費用の返還、営業車などの会社所有物の破損についての損害賠償を巡る紛争などとなります。

また、労働者が助言・指導の申し出をしたことを理由に、事業主がその労働者に対して解雇その他不利益な取り扱いをすることは法律で禁止されています。

●紛争調整委員会によるあっせん制度

「紛争調整委員会によるあっせん」とは、紛争当事者の間に、国の委任を受けた公平・中立な第三者として労働問題の専門家（あっせん委員）が入り、双方の主張の要点を確かめ、紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度です。「紛争調整委員会」は、弁護士、大学教授、社会保険労務士などの労働問題の専門家により組織された委員会であり、都道府県労働局ごとに設置されます。この紛争調整委員会の委員の中から指名された「あっせん委員」が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。

あっせん制度の特徴としては、手続きが迅速・簡便であること、労働問題の専門家が担当すること、利用は無料であること、あっせんで合意した内容は民法上の和解契約の効力を持つこと、非公開でありプライバシーが保護されることなどとなります。

対象範囲は、労働条件その他労働関係に関する事項についての個別労働紛争となります。具体的には、解雇（の妥当性）、雇止め、配置転換・出向、昇進・昇格、労働条件の不利益変更など労働条件に関する紛争、いじめ・嫌がらせなどの職場環境に関する紛争、会社分割による労働契約の継承、同業他社への就業禁止などの労働契約に関する紛争、その他、退職に伴う研修費用の返還、営業車などの会社所有物の破損についての損害賠償を巡る紛争などとなります。

また、労働者があっせん申請をしたことを理由に、事業主がその労働者に対して解雇その他不利益な取り扱いをすることは法律で禁止されています。

●（高知）労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会

「（高知）労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会」（以下、「連絡協議会」という。）は、高知県内での労働相談、個別労働紛争解決制度を有する機関・団体の相互連絡、情報交換を目的として平成14年に設立されました。以降、年1回の定例会議の他、各機関・団体の問合せ先等一覧ガイドの作成や合同研修会、合同広報活動を実施しています。

連絡協議会構成機関、協力機関・団体は以下のとおりとなります。なお、連絡協議会事務局は高知労働局総務部企画室となります。

（構成機関）

高知労働局雇用均等室、高知労働局総務部企画室、高知県労働委員会

高知県商工労働部雇用労働政策課

（協力機関・団体）

中央労働委員会事務局四国地方事務所、高知地方裁判所、法テラス高知

高知弁護士会、高知県司法書士会、高知県社会保険労務士会